

新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及び体外式膜型人工肺）を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者を派遣することにより、新型コロナウイルス感染症重症患者に対応可能な医療提供体制を確保することを目的とする。

(事業の内容等)

第2条 新型コロナウイルス感染症重症患者が入院している医療機関（派遣先）において当該患者の診療に従事するため、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を実施する医療機関（派遣元）を対象に、県は、その派遣実績に応じて支援を行うものとする。

(派遣される医療従事者)

第3条 本事業により派遣される医療従事者は、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及び体外式膜型人工肺）に関する臨床上の十分な経験や研修の受講実績があり、これらの機器を正しく扱える知識を持った医師等とする。

(派遣を受ける医療機関)

第4条 本事業により派遣を受ける医療機関は、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改定）」（令和2年3月26日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添資料において定める「重症者」が入院している医療機関とする。

(事業実施の方法)

第5条 事業の実施方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 県は、新型コロナウイルス感染症重症患者の治療を行うために必要な医療機器（人工呼吸器及び体外式膜型人工肺）を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者が所属する医療機関へ、本事業の実施につき協力を依頼する。
- (2) 前号の依頼を受けた医療機関は、派遣を受ける医療機関からの招聘状等に基づき、医師等医療従事者を派遣する。
- (3) 県は、次の条項の規定に基づき、医師等医療従事者の派遣を実施した医療機関へ協力金を支払う。

(派遣を実施する医療機関への協力金)

第6条 医師等医療従事者の派遣を実施した医療機関は、様式1の実績報告書を作成し、速やかに県に提出する。

- 2 県は、医師等医療従事者の派遣を実施した医療機関の実績報告書に基づき、予算の範囲内で協力金を支払う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。